

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方に対する納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当する場合は、徴収猶予の制度があります。

例えば・・・

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少した
- ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかり、多額の費用を要した
- ・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた
- ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した

●対象：全ての都税（自動車税環境性能割、狩猟税等を除く）

●猶予期間：1年間

●延滞金：全額免除

●担保：不要

詳細は、立川都税事務所徴収課徴収管理班（TEL：042-523-3181）にご相談ください。

